

令和 6 年 6 月 1 8 日
こども未来部保育政策課

江東区塩浜保育園外 3 園の指定管理者の選定手続きについて

「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区保育所条例」に基づき、令和 2 年 4 月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和 6 年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地・現在の指定管理者

施設の名称	施設所在地	現在の指定管理者
江東区塩浜保育園	江東区塩浜一丁目 3 番 10 号	社会福祉法人 流山中央福祉会
江東区千田保育園	江東区千田 2 2 番 8 号	社会福祉法人 みわの会
江東区亀戸第四保育園	江東区亀戸四丁目 2 1 番 1 3 号	社会福祉法人 三樹会
江東区南砂さくら保育園	江東区南砂六丁目 8 番 3 号	社会福祉法人 東京児童協会

2 選定方法

非公募による選定

(非公募の理由)

- (1) 利用者と施設事業者との高度な信頼関係が求められる保育施設において引き続き管理を行うことで、安定したサービスの確保と事業効果が期待できる。
- (2) 適正に保育施設の運営を行っている。
- (3) 年度評価（令和 2 年度～令和 4 年度）も優れており、指定管理者としての能力及び実績が十分にある。
- (4) 利用者アンケートでも多くの保護者から「大変満足」及び「満足」との高い評価を受けている。

3 今後の日程（予定）

日 付	内 容
令和 6 年 8 月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和 6 年 1 0 月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和 7 年 3 月	協定書の締結
令和 7 年 4 月	指定管理者による運営開始